

平成21年度第3回滋賀県大規模小売店舗立地審議会議事概要

日 時：平成21年10月14日（水） 午前9時30分～午後0時17分

場 所：コラボしが21 3階 中会議室2

議 題：1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(1) 「(仮称)ケースデンキ彦根パワフル館」の新設届出に係る審議について

(2) 「(仮称)マツヤスーパー大津美崎店」の新設届出に係る審議について

(3) 「(仮称)ニトリ彦根店」の新設届出に係る審議について

2 その他

出席委員：尾賀委員、恩地委員、高本委員、塚口委員、中委員、夏原委員
(五十音順)

県出席者：土屋商業振興課長、鏑田参事、吉野副主幹、長崎主査、高田主事

〔議事概要〕

議題1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

「(仮称)ケースデンキ彦根パワフル館」、「(仮称)マツヤスーパー大津美崎店」および
「ニトリ彦根店」の新設届出について事務局資料に基づき説明

会長：それでは、事業者の方から説明をいただく前に、この段階で何かご質問はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

委員：今回審議対象になっている3件がありますが、そのうち、ケースデンキの彦根とニトリ彦根店というのは店舗が近接していますね。外町交差点というのは両方とも同じチェックポイントになっているわけですが、これは念のために聴きますけども、お互いの影響を考えていない計算をしていますね、今の段階では。

事務局：そうですね。現段階では、おっしゃるように自店のものだけ考慮したデータになっています。

委員：お互い大体開店の時期が同時期なので、相手側の影響を加えて予測するということは必要かもしれませんが、その辺はどういうふうに考えられましたか、事務局としては。

事務局：外町交差点はもともとすでに混雑している交差点であるため、それぞれの予測交通量をお互いが自分の予測データに反映するという事までは、当初受け付けた段階では、事務局としては求めなかったです。

委員：はい、わかりました。一つ事実確認だけしておけばいいかなと思いますので、以上で質問を終わります。

会長：今のご質問に関しましては、先にイオンモール、それからフォレオー里山の2件につきましては2つの施設が3キロぐらいですか。およそ真ん中に1号線が走っているというような位置関係でしたから、非常に規模が大きいということで、それぞれの影響を考慮した試算もしていただいたという経緯がございます。それで相手方の影響をバックグラウンドとして反映させると、こういう意味ですけれども、そういう事例はございました。それを念頭において、また後ほどご議論いただければと思います。

それから、私、小さなことで一つだけ確認をさせていただきますが、マツヤスーパー大津美崎店に関しまして、出入口、国道に面していないほうです。この入口の使用時間を制限するやにご説明になったと思うんですが、それは届出書にございますか。

私の見落とししかもわかりません。ちょっと教えてください。

事務局：届出書の27ページに、施設面、運用面における騒音対策の概要ということで、駐車場の運用面の騒音対策、表の真ん中の段の一番右側下です。計画地西側の住宅等に配慮し、22時から翌6時までの時間帯は駐車場出入口を利用制限しますということです。

会長：わかりました。どうもありがとうございました。

そういたしますと、ほかにこの時点でご質問ございませんでしょうか。

1. 建物設置者の説明、質疑応答

(1) 「(仮称)ケースデンキ彦根パワフル館」の新設届出について

会長：どうぞ、そこにお掛けください。どうもご苦労さまです。

それでは、(仮称)ケースデンキ彦根パワフル館の新設届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と、その配慮事項を中心に10分程度でご説明いただきたいと思います。概略につきましては、既に事務局より説明いただいておりますので、今、私が申し上げたようなところを中心にご説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

設置者：それでは、まず出席しております人の紹介をさせていただきます。

株式会社関西ケーズデンキでございます。

設置者：株式会社関西ケーズデンキのホソカワと申します。よろしく申し上げます。

設置者：立地法届出をさせていただきました株式会社ネイチャーコンサルタント、カミヤでございます。よろしく申し上げます。

それでは、事前に届出事項等は説明いただいているということでございますので、配慮事項等を中心に説明をさせていただきます。お手元の資料、あとは届出書等が行き渡っておるかと思えます。

本件は彦根の東側の、彦根駅東区画整理事業の中にあります1街区を今回の店舗として計画をさせていただいている次第でございます。まずそれが大前提でございます。

配慮事項等で、まず交通について話をさせていただきますと、来退店の径路等につきましても、お手元に資料等が行っておろうかと思えますけれども、来退店としましては、基本的には左折イン、左折アウトで周辺を回させていただいております。区画整理事業ということでございますので、基本的には新しい道、駅前の道等は信号も設置されると聞いておりますので、それを利用させていただきますと、左折イン、左折アウトの来退店の経路を確立させていただいております。

既存の交差点部分については、2地点ほど調査をさせていただきますと、基本的には交差点飽和度は0.9以下、車線別混雑度、一部、今回経路と関係ない部分でこの数値を超える部分がありますけれども、基本的には今回の開店にかかる部分については、1以下になるような形で車線別混雑度も抑えられておるという結果となっております。主に市街地、お城側のほうから来られる方が一番多いと思えますので、そちらの方から順次安全に入っていただくというのが今回の計画の考え方となっております。

続きまして、騒音につきましても、駅前ということもございまして、現在のところ保全対象となるべき住居等は近くにはございません。ただ、駅前ですけれども、全くできないわけではないということを考えてございまして、一応基本的には各方向別に地点をA、B、C、Dととっております。用途地域が商業地域ということもございまして、あと店舗が家電量販店ということで、昼間の時間帯のみの音の発生となっておりますので、総合的な予測を昼間にやっています。

商業系でございますので基準値が60デシベルとなっており、予測値を見ますと、40

デシベル後半から 50 デシベル前半ぐらいになっておりまして、いずれも基準値の 60 デシベルを下回るという結果となっております。交通騒音については、そのような形になっております。

あと、本件につきまして、いろいろ配慮させていただく事項としましては、駅前ということで東側、お城とは反対側に当たるんですけども、国道 8 号に向かって正面のロータリーの近くに店舗が構えられますので、景観等、看板の色とかも、届出書のほうにも着色の立面図をつけさせていただいておりますけれども、通常のケースデンキとは色合いを変えておりまして、看板等かなり抑えたものにさせていただいております。

あとは、駅前にございますので、防犯上の観点のあたりも含めて、警察署の方から聞き込み調査などをご指導いただいた内容を、十分に守っていくことが重要ではないかと考えております。

あと、新しい道等がございますので、今、暫定的に区画整理でどんどん地区が成ってくるんですけども、基本的には最初の段階でその辺を周知徹底することによって、新しいまちづくりの地になればというふうに考えております。

簡単ではございましたけれども、説明とさせていただきます。

会長：ありがとうございました。

それでは、委員のほうからご質問させていただきます。

ご質問をいただきたいと思いますが、ケースデンキ彦根パワフル館に関する質問は、すべて建物設置者がおられるこの場でお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員：幾つか質問したいと思うんですが、駐輪場の収容台数は指針では 158 台ですが、今回 32 台ということで、万オーバーした場合にはどうされるのか。それから、類似店舗をもとに算定したということですけども、類似店舗というのはどういう立地条件にあったのかということをご参考に教えてください。

設置者：答弁させていただきます。

まず、類似店舗というものにつきましては、同じ滋賀県のほうで私ども数件出させていただいております。同じような建て方の、周りの人口もほぼ似たようなところをピックアップしまして、平日と土曜日、それから日曜・祝日、それぞれ実際お客様がいる時

間帯に何台ぐらいとまっているかというのを調べまして、その数字に対して十分以上あるものを今回計画させていただいております。

経験上の話になって申しわけないですけども、家電製品というのは割と大きいというのと精密機械ということで、自転車で食品スーパーのように買いに来られる方はあまりおられない。ほとんどの方が車で来られることもありまして、経験上十分数字分の台数を確保していくというふうに思っております。

もう一つの質問で、万が一超えた場合にどうするのかというお話でございますけれども、今回の物件は駅前に当たりまして、駅のほうに実は区画整理事業に合わせて相当台数の駐車場、駐輪場がございます、そちらのほうにご誘導する、もしくは今回の場合、我々のエントランスの前に相当大きなひさしを設けています。そこは駐輪場としてカウントしていません。

というのは、この物件は地域のまちづくり委員会とともにやっているんですけど、そちらの方のご要望で、イベントとかを町でやったときに協力して、その場所を提供してほしいというご要望がございましたので、ひさは2メートル張り出して、建物は駅に向いてひさしが出ている状態につくってあるんです。

そこは、普通でしたら駐輪場にカウントしてしまえば簡単な話ですが、何かイベントがあったときにぜひ利用させていただきたいと、高校の吹奏楽とかが非常に優秀な成績を収めている地域ということで、そういう演奏をする場として提供いただきたいというご要望がございまして、そのために用意はしていますが、利用していないという形で一応考えております。

よろしいでしょうか。

委員：はい、ありがとうございました。

次の質問をさせていただきたいんですけども、この場所は御存じだと思いますけども、非常に渋滞が起きる場所に、新たに店舗を設置することになります。あと、環境問題ということも考えた場合、やはり車はできるだけ抑制するということが大切だと思います。

あるいは、高齢者の方とか、車利用ができない方をお客さんとして来ていただくということも、一方大事なことだと思うんですけども、そういうことを考えた場合に、車利用を抑制するような施策をぜひやっていただけないかなというふうに希望しますが、具

体的にどんなことが考えられるか、もしお願いできればと。

例えば家電製品なので、車で来て、車で運びたいということはお客さんのニーズとしてあると思うんですけども、店舗のほうから配送サービスとして無料で配送するとか、なるべく車で来なくなるようにポイントサービスとか、そういったいろんな細かい施策を打っていくと車利用を抑制できるかなと思うんですけども、その辺ぜひ前向きに考えていただきたいなど。

渋滞を緩和するためにも、その辺どういうふうにお考えでしょうか。

設置者：私どもはポイントのほうをやらないということで、現金値引きですべてさせていただいており、ポイントでその抑制というのはございません。ただし、以前からずっと取り組んでいるんですけども、業界で初めて大型商品の配送を無料でさせていただきますよというサービスをしています。

一応大型商品とうたっていますけれども、手で持って帰れるような商品であっても、私どものほうはエリアの方々に無料で配送すると、すべて配送センターのほうで一括管理しておりまして、滋賀の配送センターのほうから順次配送させていただくというサービスをやっております。

それによって、お車でご来場いただいたお客様、もしくはお車で来られても積めないような商品があった場合でも、すべて対応できるような形は動いております。

よろしいでしょうか。

委員：車の利用をもう少し具体的に抑制するような方策を新たに打っていただけるといいなと思うんですけども、またよろしくお願いします。

設置者：はい。ご意見を尊重しまして、さらに検討したいと思います。ありがとうございました。

会長：ほかには、よろしいですか。

どうぞ。

委員：今回の出店に伴う雇用増ですけども、どれぐらいを見込んでおられるのか教えてください。

設置者：今回、具体的に何人という数字のほうはちょっとあれですけども、大体という数字で言わせていただきますと、店に配属される人間の延べ数とすると30名ぐらい。そのローテーションを組みますので、実際店舗にいる人間は20人ぐらいになるかと思

います。

委員：わかりました。

会長：ほかには、いかがでございましょうか。

それじゃ、私から一つだけご質問いたしますが、区画整理事業地に出店されますので、出店の経緯というのは区画整理が行われて、そこを活性しようというところから出発しているかと思いますが、先ほどの質問にもございましたように、ここは外町交差点、それから古沢町交差点と混雑の著しいところでございますね。

それから、御社のほうがオープンの時期は早いですけれども、12月になりますと別の事業者さんがもう少し南、8号線沿線に出店されると。そういうふうなことになると思いますと、別事業者ではございますけれども、少なくとも外町交差点への負荷、外町交差点というのは彦根で非常に目立った混雑地点でございまして、そこに負荷をかけるという意味では、御社も負荷をかけられるし、他の事業者も負荷をかけられるわけですね。

そういった非常に混雑をしている地域に出店されるということに関しまして、先ほど車を少しでも抑制できないかというふうな意見もございましたけれども、そういったものを含めて、混雑した地域にあえて出店するということに対して、地域の環境を悪化させないという意味で、何か特段の配慮というのはございますのでしょうか。

設置者：現状、特にほかの店舗と違った配慮というのはございませんけれども、駅前ということもございますので、できるだけ電車もしくは公共機関を使って来ていただくようなアピールもしていきたいと思っております。

会長：そういった車のお客さんも大事でありましょうが、立地条件を考えると、鉄道利用者も重要だし、先ほど大きな商品の無料配送サービスというようなことも言及されましたので、できるだけ公共交通利用という方向もお持ちいただければありがたいなと思います。

設置者：かしこまりました。

会長：ほかに、ご意見はございませんか。はい、どうぞ。

委員：すみません。この周辺はユニクロさんとか、ほかにもまだ大規模店がありますので、例えばそういうところと共同で配送するとか、そういうふうになると、より一層、車利用は減るかもしれないので、地域と一体となったような取り組みなんかも心がけていただければありがたいなと思います。よろしく申し上げます。

設置者：はい、わかりました。

会長：それでは、よろしゅうございましょうか。

はい、ありがとうございます。質問が出尽くしたようでございますので、建物設置者の方にはこれでご退席いただこうと思います。どうも、ご苦労さまでした。

設置者：どうもありがとうございました。

(2) 「(仮称)マツヤスーパー大津美崎店」の新設届出について

塚口会長：どうぞ、そこへお掛けください。

それでは、(仮称)マツヤスーパー大津美崎店の新設届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と、配慮事項を中心に10分程度でご説明いただきたいと思います。概略は既に承っておりますので、こういったところに焦点を絞ってお願いいたします。

設置者：今日は、私どもの大津美崎店の出店に際しましてご審議いただきまして、ありがとうございます。私、マツヤスーパーの常務取締役のナカヤマです。よろしくお願ひします。

同じくマツヤスーパーのコクラでございます。

このたび大店立地法の届出の手続を依頼しました総合科学のニシムラ氏です。

設置者：西村です。説明は私のほうで代わってさせていただきます。既にお配りされている大店立地法の資料をもとに説明をさせていただきます。

場所は大津市の美崎町で、恐らく事務局のほうからお話があったかと思っておりますので場所の説明は割愛させていただきます。どういうものができるかというお話からさせていただきます。

周辺見取図をご覧ください。2ページにこういう図面が入っております。こちらはカラーになっているかと思いますが、こういった(持参したパネルを示して)図面が入っております。計画地は真ん中に記載しております。こちらがちょっと斜めになっていますが北側、こちらが国道1号でございます。こちらの土地は四角形になっておりますが、西側はちょっと出ていまして、市道に面しているところでございます。

用途は工業地域になってございまして、こちらにお店を建てると。それでは、お店はどういうものを建てるかというのを説明させていただきます。もう一枚めくっていただきますと、3ページに配置図がございまして、このパネルは白・黒ですけども、カラー

になってございます。

国道1号がこちらで、こちらは市道になってございまして、ここ(南側)は水路を挟んで、また公道とも接しているという状況でございます。この土地の南よりに建物を平屋建てで建てさせていただいて、前を平面自走式の駐車場ということで考えている次第でございます。

駐車場でございますけども、こちらの平面駐車場と、ここ(東側)はスロープになってございまして、この上に屋上駐車場を設けたいと。両方合わせまして届出台数は140台を考えています。当然、必要台数もクリアする台数を設けるということで考えています。実際は、屋上とこちらを足しますと、全体では200台程度の駐車台数がございまして、届出上は140台にしていますけども、200台程度使った運用ということで思っておる次第でございます。

次に、荷捌き施設とか廃棄物の保管庫ですけども、こちら側(南東側)に荷捌き施設、廃棄物保管庫を設けまして、こちらがバックヤードという部分で考えています。こちらから荷物を入れて、出すと。ごみの保管庫はこちらと考えている次第でございます。

続いて、出入口につきましては国道側に2カ所を考えています。お客様用の入口および出口となっております。西側につきましては出入口ということで考えている次第でございます。

あと、駐輪場でございますけども、こちらがお店の前になるんですけども、こういったところに駐輪場、バイク置き場などを設けたいと考えている次第でございます。詳細な台数につきましては届出書に記載のとおりでございます。

こちらの建物でございますけども、イメージ的には、これは届出のときには間に合わなかったものでございますけども、これは国道1号から見たマツヤスーパーの建物で平屋建てになって、こちらはスロープが見えてございまして、こちらから上って屋上の駐車場にも行けると。この前が平面自走式の駐車場という、こんな感じのイメージのお店を考えている次第でございます。

続いて、交通でございますけども、お客様用の出入口になってございまして、それぞれ2面から出入りさせたいと思っております。北のほう、京都のほうから来る車につきましては右折で入ることができませんので、一つ手前の美崎町の交差点を經由しまして、西のほうの出入口から入っていただくというように考えている次第でございます。

す。石山のほうから来る車については、直接1号線から入っていただくと。あと、富士見台とか西のほうから来る車については、こちら(西側)の出入口から、ここ(交差点 No.3)を經由しまして入っていただくというふうに考えている次第でございます。

帰っていくのも、こちら(北側)に帰る車については、当然こちらからダイレクトに出していただくのですが、こちら(南側)についてはここから出てもらって、美崎町の交差点を經由して帰るというものとか、こういうふうに(出入口を經由して)帰るというものを考えている次第でございます。

1時間当たりのピーク台数は158台を予想しています。日台数では1,098台ということで、約1,000台程度の車が来るのではないかとこの予測になってございます。この予測台数に対しまして、現状の交通量調査を実施して、その交通量を上乘せするというをやっております。調査のポイントでございますけれども、こちら側のポイントが1番地点(別保3丁目)、もう1つは美崎町の交差点の2番、3番(その西側交差点)、4番(別保2丁目)というふうに4カ所で現況の交通量調査をしまして、信号のあるところにつきましては、その交差点飽和度と混雑度を算出しています。

その結果は届出書の6ページ、7ページに表がございまして、それぞれの平日と休日、現況と開店前、開店後ということで混雑度と飽和度を算出しています。それでいきますと、飽和度は0.9を下回ると。混雑度のほうも1を下回っているということで届出をさせていただいたという次第でございます。飽和度は計算的にはこういうことになるんですけども、交通の対策としまして、届出書の中にも記載していますように、オープン時や多客が予想される繁忙時ですけども、交通整理員を配置したいと考えている次第でございます。

あと、駐車場の出入口のところ、届出書にも記載していますけれども、こちらにつきましては入ったところに溜まりができるように、すぐに駐車場の柵をつくらぬよう12メートルのたまり(東側)をつくったりとか、ここ(西側)は約25メートルのたまりをつくったりというふうな配慮もさせていただいています。あと、サインなど、出ていくところの路面表示には「止まれ」の表示であるとか、当然左右安全確認のサインであるというものを設置しまして、安全にしたいと思っております。

それ以外に、届出書に記載していないことでの配慮事項もご紹介させていただきます。実は、こちら側(西側)の出入口は市道になってございまして、中学生がここを通ること

がございますので、こちらを約1.5メートルの空間スペースをつくりまして、この間については道路のスペースを若干広げるといような配慮もさせていただいております。それと、この向い側は開放された側溝になっているんですけど、こちら側について約50センチの側溝に蓋がけしまして道路を広く使ってもらえるような配慮も、届出以降の住民さんのご希望もございましたので、そういった配慮も考えているという次第でございます。

以上が交通でございます。

続いて、騒音でございますが、大店立地の指針に基づいた予測をしております、手法のほうは割愛させていただきますけども、予測したポイントはA、B、C、E、Fとございまして、こちら側(北側)にAを置かせてもらいます。ここは住居も特になくて、ここが美崎町の集会場になっていて、消防団の集まる場所になってございます。こちらは駐車場になっていまして、この車路から一番近い部分をポイントとしてとらせていただいております。1号線の向かい側にも住宅がございます。そこで一点とらせてもらっています。ここでとるといこともあったんですけども、どちらでとってもそんなに大きく変わりがないので、こちらでもとらせてもらっています。

Cの面につきましては、ここに荷捌き施設等の車が入ってきますので、こちらでとらせてもらう。ちなみに、こちらはカラオケの「シダックス」という、その駐車場になっています。どちらも駐車場になっているんですけど、こちらでとらせてもらっている。

Bというのは、ここに民家がございます、こちら側の面で一番高くなるところでとらせてもらっている。Eにつきましては、住宅のところにとらせていただいている。マツヤスーパーは、今のところ夜の12時までの夜間営業もございますので、屋上を走る車の音といったものの影響を見ようということで、こちらでとっております。Fというのは、この面の出入口直近のところとっているというのが予測地点の選定でございます。

その結果は、届出書の11ページに等価騒音レベルの予測結果が入っております。当然環境基準を満足するような配置計画をしています。ピークの最大値につきましては、20ページに表が入っております、60デシベルを満足するような値になってございます。騒音の配慮事項でございますけども、届出書に記載をしているものもございしますが、駐車場内はアイドリングストップの徹底であるとか、関係車両についてもアイド

リングストップの徹底、不必要なクラクションの防止などというような騒音の抑止意識を高めるよう従業員などに教育をしていきたと考えている次第でございます。

もう一つ、ソフト面の配慮としまして、当然予測にも含んでいますけれども、西側の出入口につきましては、22時以降は使わないと、利用制限をしまして、こちら側への配慮もしていきたいと考えている次第でございます。あと、ここは届出書には載っていませんけれども、この住宅とこの建物の間というものを約2メートル空けて、余りびったりつけると、こちら側にもご迷惑がかかるということで、こちらの方とかともご協議させていただいて、2メートル離して建物を建てるというようなハード面での配慮もさせていただいています。

あと、騒音ではないんですけども、実はここに歩行者専用の通路も確保しまして、こちらから来る方ができるだけ早く入っていただけるように、敷地としてはこういう敷地ですけれども、こちらからこう入っていただけるように、この土地を借りまして、歩人が、こちらからも入れるような計画をしているというような次第でございます。

以上、簡単ですけども説明を終わります。

会長：はい、ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんからご質問をお願いしたいと思いますけれども、マツヤスーパー大津美崎店に関する質問は、この場ですべて終了ができるようお願いしたいと思います。いかがでしょうか。ご質問ございましたら、よろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

委員：出入口1ですが、地元の意見としては右左折ではなくて、左折のみの入出庫とされたいというような要望が出ていたのですが、そういったことの検討はされたんでしょうか。

設置者：今おっしゃっているのは、多分こちらの資料のほうだと思うんですけども、実はいろいろとお話があって、1つは左折イン、左折アウトをさせるということになりますと、こちら側から来る車も入るような、ここを経由して入るので、ここを出てもらうと思っているんですけども、こちら側の道(西側市道)というのは、ここだけがセンターラインがないんじゃないじゃなくて、南側もずっとセンターラインがないです。

それで、できるだけ美崎町内とか富士見のほうの町内の方にご迷惑をかけないようにするということで、遠いところから来た人はこう帰りたいというのがあるので、どうし

ても右折というのがアウトでは出てきます。

もう1つ、こちら側のほう、ここを左折でというご意見もありますけども、実は住民説明会というのは立地法の説明会以外でもかなりやっているんですが、こっちのほうの人たちは結構高齢の方が多くて、車でもいらっしゃるんですけど、ここに出ないで買い物ができるようにしてくれというのがかなりの要望もございましたので、こちらとしても悩みどころですけども、そういったご意見があるので、じゃ、広域レベルの誘導で、当然こちらから回すということをしなくて、こちらの人にはやっぱりこう(出入口1から)入っていただいて、帰っていただくというようにしましょうかということで、こういう計画になっています。

設置者：ちょっと補足します。今、ニシムラのほうからご説明をさせていただきましたけども、すぐ隣接する方々と、それからこちらの13軒ほどの富士見台3区というところがあります。その9班の皆さん方と特に隣接しますので、これが我々の営業が始まりますと、やはりいろんな意味でご協力、ご理解をいただかないとあかん地域ということで、町内会長さんを通じまして、また皆さん方の要望もありまして、立地法の説明会も、この計画を立て出したときからごあいさつに行きまして、いろんなご要望をいただいています。

その中で一つずつクリアをしてきて、左折イン、左折アウトにできないかというのが最後までご意見があったんです。結局、こちらの皆さんはそういうご意見も一部の方にありますが、やはりこの富士見台の学区に属しますので、私どもの店は美崎町の町内になっています。この学区の中の町内のそれぞれの皆さん方のご意見を総合しながら、各区の会長さん、そして連合会長さん、それぞれ皆さんのご意見を聴きますと、ニシムラ氏が言いましたように、結論からいうと住民の皆さんのご意見がねじれているんです。

それで、自治連の会長さん、それから美崎町の会長さん、そして2区、3区の会長さんのご意見としては、やっぱり自由にどの方向からも出入りできるような形を維持してくれというのが動機になるんです。私どもとしても営業上のことも含めまして、もしこの出入りがなかったら、この物件そのものが成立しないなど。これは営業上の話もありますし、スーパーマーケットという業態の特性からいいますと、本当に足元の地域の皆さんに、毎日お客様として来ていただくというのが我々の大きな業態としての使命でもありますので、そういう意味からも、ここから自由に出入りできる。

ただ、この国道1号につきましては、右折できたらいいなというふうな気持ちはあったんですが、我々が実際この物件に入るのに右折するにはちょっと難しいなと。それも不特定多数のお客さんが来ると大きな事故にもなるということは当然予測できますので、これは無理やということで、ここを何とか自由にできる出入口にしたいなということで、再三この方々とお話をさせていただいたんですが、何名かの方は最終的にご理解いただけなかったというのは事実です。

ただ、連合会なり、富士見台学区の皆さん方の総論としては、この計画にご賛同いただいているように私は理解をしております。

委員：今の出入口は、10時以降閉めるということですね。結局、国道側の入口しか開かないですね。営業は12時までされる。そうすると、右折進入も可能にさせるわけですか。

設置者：右折進入は基本的にできないように、看板を立ててやります。

委員：そうすると、国道から入ろうとすると左折しかできないということは、京都方面からも入れなくなると、12時まで営業されたら。

設置者：電柱の案内看板とか、ああいうことで交通の誘導をするように、どの地が一番適切かというのは考えておるんですが、一応こういうふうに回っていただくような、この辺というのは晩になるとほとんど交通量がありませんので、回っていただいたらいいかというような形を案内しようかなと。

設置者：10時以降は、やっぱりこの中を走ってもらわないといけませんけども、昼中に走ってもらうのは余りにもということで、できるだけこの範囲で済ませたいというのが本音です。やれる範囲で下がるとか、側溝の蓋を閉めるような手続をするとか、そういうご要望もあったので、やれるところまではやるというスタイルで来ました。

ただ、そのねじれというのはかなり大きくて、変な話ですが、よそもんは入ってくるなという雰囲気です。自分らは出ていくと危ないからというのがあるので、その辺が難しいところで、私たちもかなり判断に悩むのですが、現状この計画でやらせてほしいと思っています。

会長：ありがとうございました。

ほかには、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

委員：地元要望も出ていましたけど、地元雇用を増やしてほしいというのがありました

ね。それはどうですか。

それと、12時までやるというのは、10時まででやめてしまえばいいじゃないですか。要するに、2時間の間だったら、右折するのは大変危険ですよ。もし単に金もうけだけのことを考えておられるのだったら、少しお考えになったほうがいいんじゃないかと思います。

設置者：1つ目の雇用のことですが、当然私どもが雇用については地元の採用優先を、特にパートタイマー、アルバイトの人たち、11月の中旬ごろに採用募集をしまして、70名から80名ぐらいの採用になるかと思います。ここで従事する従業員の7割ぐらいが地元界隈での従業員です。社員というのはいろんな店に勤めていますので、管理者は20名から25名ぐらいは管理職でいますが、残りは地元採用を中心にしています。

これも地元の会長さんや連合会長さんのほうから、地元雇用を優先してくれよという声を初めからいただいております。それは言われるまでもなく、当然我々も地元からの採用というのは一番いいので、その人たちが我々の従業員であると同時に、重要なお客さんでもあります。また、いろんなお客さんの声を生で聴けるというのも、従業員からの声というのは非常に我々の営業にも活かしていける面というのはたくさんありますので、当然それは実現させていきたいと思います。

営業時間の件ですが、12時営業というのはここで果たして成立するか、しないかというのは、やってみないとわからない部分があります。私どもでも12時営業をしている店のロケーションと、ここは非常によく似ているので、営業上の側面で言いますと、そういう形で12時まで設定させてもらいました。実際ふたを開けて半年、1年ぐらいすると、やっぱりだめやなと、その費用対効果がありますので、その時点ではどうなっているかわかりませんが、とりあえずトライをしてみたいというのが私どもの思いです。

右折の進入につきましての懸念がありますので、そのときに何らかの対策で、そういう事故の起きないような形でやっていきたいのと、日中の今の時間ですとか、夕方のピークなんかの1号線の通行量と、夜の通行量とはかなり差があるんですね。だから、右折は当然あかのように看板で何とか誘導したいと思いますが、その辺、十分我々も注意しながら営業していきたいと思っています。

会長：はい、ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

委員：出入口1のところの右折の件については開店後も様子を見て、十分問題ないように、また必要な変更があれば出していただいたほうがいいと思います。

それ以外にも、意見書が3通出ていますが、この審議会は議事録がとられて議事録が公表されるという前提でお答えいただきたいんですけども、この3通でいろんな意見とか要望が出ていますけども、これについて、特にこれはなかなか実現できないんだというものがあれば、その理由を含めてご説明いただけますでしょうか。それ以外のものについては、何とか対応はできるということになればいいなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

設置者：先ほど来、ご意見をいただいています第1出口のところにつきましては、今おっしゃっていただいたように、地元の皆さんと、これからもし何かありましたら私どものほうへご意見をくださいと。それを会長さんと、住民の代表の方を一応決めていただいていますので、その方なりと今後も長いつき合いをさせていただかないとあきませんので、これは誠心誠意を持って対応させていただくということは、私の言葉で皆さん方にも、町のほうにもお伝えをいたしております。

あとの意見ですが、祭礼やイベントなど地元行事ということですが、これは既に富士見台のいろんな行事が、つい先だっては運動会がありました。その前には、富士見台の大きな住民のお祭りがありました。そちらのほうにも私も担当と二人で参加させていただきまして、いろんな協力はさせていただいております。これも既存店は同じなんですけど、やはり地元の皆さんにかわいがってもらって店づくりをしていかないとあきませんので、当然のように地元のそういう行事には積極的に参加していくということはお約束をさせて、既にいただいております。

納品車両の件で一部ご意見が出ていまして、これも納品の車両が基本的に1号線から入退場をしまして、市道からの入退場をしませんということで地元の皆様方のほうにお約束をさせていただいている次第でございます。

あと、物件の南側にセブンイレブンのコンビニエンスがあるんですけど、その北側道路が町内の私道になっているということをお聞きしまして、これがどうも私道のようにして、美崎町の町内を東西に渡る道があるんですけど、ちょうどこの入口の辺に私道なので進入しないでくださいというような掲示物をつけてもらえないかということで、これ

は既に美崎町の町内会長さんとお話をさせていただきまして、どこにつけるかというのをこれから詰めて協力をさせていただきたいというふうに思っています。

委員：全部お答えいただくと時間がかかるので、この中でできない、難しいなと思うものだけ、とりあえず挙げていただいて。

設置者：先ほどの左折進入、左折アウトのみに限定してほしいというのは、お答えできないということです。

委員：あとは、バリアフリーとかも。

設置者：これもやはり細かいところまで、いろんなご指摘があります。

委員：はい。ここは一応実現可能というふうにお約束いただけるということですね。

設置者：はい。

委員：わかりました。

会長：ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

では、私から少しご質問いたします。出入口1、2に関する懸念がいろいろございますが、住民の皆さんにも対応できないと。それで、私が少し気になりますのは、通学路と部分的に重なっているということでございまして、届出書によりますと、オープン時や繁忙時には交通整理員を配置するということになっておりますけども、通学路ということになりますと、オープン時だけでもないですし、繁忙時だけでもないわけであって、そのあたりを子どもたちの通行を安全にするということで、何かお考えになっていることはありますか。

設置者：今、先生がおっしゃいました通学路ですが、こちらのほうの上に富士見台小学校というのがあります。この南側に北大路中学が、ちょっと遠いですが、あります。いずれもこの学区内にありますけども、小学校の通学路ではないです。この道を通る小学生というのは、基本的にはこの前のお子たちが、こちらから通ってだけで、通学路にはなっていないんですが、北大路の中学生が山のほうに上がっていくのに、どうもこの辺の方がほとんど自転車で通学されている。

北大路中学も私は2回、3回と教頭先生といろいろお話をさせていただきまして、先ほどニシムラ氏のほうから少しご説明がありましたけども、この道路の西側のほうの路側帯は、もともと最低限75センチの基準の路側帯だったんですが、それで水路の蓋を

したりとか、そのやりかえの工事の際に、路側帯の話が北大路中学で出まして、原状のとおり復旧しますという話の中で、そしたら学生はこっちを通しますと、西側を通るように指導しますというお話をいただきました。

そうすると、75センチではちょっと狭いなということで、警察からのお話を現場でいろいろさせていただいた中で、1メートル30の路側帯に広げまして、それを警察のほうと道路管理者のほうと打ち合わせをしまして、これなら自転車でも一列に並べば十分安全に通れるだろうということで、こちらのほうを中学生は通るとということで、学校のほうでも子どもたちに指導していただくということがありました。

実際問題、この出入口につきましては、今、繁忙時というような話が出ましたけども、あとは実際、始まった中で、これはやっぱり要るなということになれば、私どもの判断でさせていただきたいということは地元のほうに申し上げておりますので、そのあたりは地元の皆さん、それから町内会長さんを含めて後に協議させていただきたいと、要望があれば私のほうに言っていただいとということで進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長：わかりました。ありがとうございます。

ほかには、よろしいでしょうか。

それでは、意見が出尽くしたようでございますので、マツヤスーパー大津美崎店に關しましては、質疑をこれで終了したいと思います。

どうも、ご苦労さまでございました。

(3)「ニトリ彦根店」の新設届出について

会長：どうも、ご苦労さまです。どうぞ、そこへお掛けください。

それでは、ニトリ彦根店の新設届出につきまして、周辺地域の生活環境への影響と配慮事項を中心に10分程度でご説明いただきたいと思います。概要につきましては、既に事務局から承っておりますので、そういったところに絞ってお話しただければと思います。よろしくお願いいたします。

設置者：それでは、生活環境の配慮ということで、まず交通に関する事項からご説明させていただきますと思います。駐車場の充足についてですが、今回、当該店舗の店舗面積の規模からいきますと、必要駐車台数が指針でいきますと249台と算出されるとこ

ろでございますが、計画地におきましては、設置駐車台数の総台数が106台、そのうち来客用83台、従業員用23台ということで計画しております。

当該店舗におきましては、大きな家具を取り扱う家具専門店ということで、店舗面積に比して一日来客数が極端に少ないという店舗の特性から、独自データを用いて必要駐車台数を算定しております。それでいきますと、80台が必要駐車台数ということで、今回は83台の届出をしております。

しかしながら、オープン時や繁忙時におきましては、駐車場の不足が十分に考えられますことから、まず従業員駐車場を来客用ということで開放すると、また周辺に臨時駐車場を確保する予定でございます。また、臨時駐車場が遠方にある際におきましては、シャトルバスにて運行をする予定をしております。

それと、駐車場内の対応におきましては、場内は一方通行路ということにしておりまして、お客様の来店者用の円滑な誘導が図れるような駐車場の形状をとっております。また、横断歩行者と来店者の事故防止策といたしまして、店舗出入口につきましては、停止線「止まれ」の路面表示または看板を設置して、来店車両と横断歩行者の安全対策を講じております。また、歩行者、自転車につきましては、専用出入口または専用通路を設けておりまして、歩車分離を図ることで歩行者の安全を確保しております。

また、オープン時等につきましては、多くの来店車両が見込まれますので、店舗出入口付近、また交通安全上重要な地点におきましては、交通整理員を配置して、安全な交通誘導に努めていきたいと考えております。また、店舗への誘導につきましては、左折イン、左折アウトを原則とした誘導計画をとっております。

また、それを実施させるために、広域の主要交差点において広域誘導看板の設置を検討しております。そちらにつきましては、用地確保の問題がございまして、場所についてはまだ発表はしておりませんが、確定ができ次第、広域誘導看板の設置、またオープンまでに、それがどうしても間に合わない場合におきましては、地元警察署様と協議させていただきまして、誘導方法については対応をとっていきたいと考えております。

次に、騒音に関する事項でございます。まず、店舗に設置しております設備機器につきましては、極力低騒音型の機器を導入する計画でございます。また、店舗を建物2階部に設置することによって、計画地の裏のほうには住居が隣接しておりますので、周辺地域等に直接騒音が伝播しないような場所に配置する計画でございます。

そのほか、騒音対策でございますが、まず荷捌き施設につきましては、十分な作業スペースを確保しております。したがって、計画的な搬出入を行うことで作業時間の短縮に努めてまいります。また、搬出入業者につきましては、車両のアイドリング禁止を徹底させるよう指導を行ってまいります。また、従業員等におきましても、届出書に記載しております騒音防止対策等について、定期的な会議によって周知を図り騒音防止の意識を向上させてまいります。

次に、駐車場からの騒音対策でございますが、駐車場内の路面につきましては、段差のない構造としております。また、オープン時など混雑が見込まれる際には、出入口付近に交通整理員を配置して場内走行の円滑化を図ることで、渋滞による騒音の発生を防止してまいります。また、駐車場の利用時間以外につきましては、出入口を閉鎖いたしまして、部外者による騒音の発生がないよう配慮を行ってまいります。また、場内につきましては、アイドリングや空ぶかしの禁止の旨を記載した看板を設置して、来店者に注意を喚起してまいります。

廃棄物の収集作業に伴って発生する騒音につきましては、まず店舗から排出されるごみの量を極力減らしまして、収集時間の短縮に努めてまいります。また、業者には必要時以外のエンジンの空ぶかしを行わないよう協力を要請してまいります。

次に、廃棄物に関する事項でございますが、まず廃棄物の減量化とリサイクル対策でございますが、こちらにつきましては家具の搬出入及び配送時におきましては、通い袋を使用し、段ボールやポリパッキン等の廃棄物の低減に努めてまいります。また、輸入製品のパッケージを紙製主体に切りかえまして、リサイクル比率を引き上げてまいります。店舗から排出されます廃棄物の品目等につきましては、業者に情報を提供し、極力資源化を図れるよう協力を要請してまいります。また、過剰包装・梱包の抑制による廃棄物の低減化を図ってまいります。

次に、街並みづくりでございますが、まず屋外広告物等の設置につきましては、広告物条例の基準に適合させるとともに、店舗建物の外観等につきましては景観上支障のないよう配慮いたします。また、建物敷地内、またその周辺地域におきましては、清掃美化に努め、美しいまちづくりを推進してまいります。

そのほか、防犯対策でございますが、まず防犯責任者を決定いたしまして、犯罪の防止に努めてまいります。従業員に対する防犯に関する指導を徹底してまいります。あと、

防犯設備につきましては、死角を排除するために店内での防犯カメラを設置いたします。そのほか、青少年非行防止策でございますが、従業員による店内・駐車場の巡回、声かけ等により注意を促してまいります。また、見通しを確保した商品陳列等行ってまいります。そのほか、駐車場の防犯対策につきましては、駐車場は道路または施設内部から見通しされた位置に配置してまいります。駐車場に適切な照明設備を配置して、死角が生じないように配慮いたします。また、閉店後には出入口をチェーンバリカー等で施錠し、駐車場への出入りができないように配慮いたします。そのほか、防犯につきましては、地元警察署と常に情報交換を行いまして、犯罪の発生や不審者などの迅速な連絡に努めてまいります。

以上が配慮事項です。

会長：どうもありがとうございました。

それでは、委員からご質問させていただきたいと思いますが、ニトリ彦根店に対する質問はこの場ですべて終了するということでございますので、よろしく願います。

いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

委員：質問させていただきます。駐車場の件ですけど、資料の中に挙がっています草津栗東店なんかですと、よくこの辺を通るんですが、土日、休日等は国道から店舗に入れない車が連なって、1車線は渋滞みたいな状態がずっと続いているんですね。

今のご説明ですと、臨時の駐車場等確保する予定ということですが、既にその目途、例えば賃貸借契約を結ぶような目途とかを立てておられるのか。それから、仮にそうだととして、どの程度の台数を確保される予定なのかというようなことをお伺いしたいと思います。

設置者：株式会社ニトリの店舗開発のナカガワと申します。よろしく願います。

土日・祝の混雑というのは我々も認識しておりまして、それが正しいとはもちろん考えておりません。オープン当初、現在に至るまでも近隣の地主様との交渉を続けておる次第です。今現在、交渉が平行線のままで、相手様あってのことなので価格とまではいかないですけども、ある程度の段階まで来ていることは申し上げられまして、その台数まではまだ申し上げられない状態にはあります。引き続き、継続して交渉を続けていっているという状態です。

実際、滋賀県でもともと2店舗ございまして、「パワーセンター大津」というショッ

ピングセンターにも入店しておりましたが、ことしの1月に撤退いたしまして、県下に1店舗となりました。そういう意味での混雑がさらに生じた。そして、現状、彦根方面、近江八幡市のほうからも2割から3割のお客様が草津栗東店にお越しいただいているということもありまして、今回の物件のオープンに伴って、ある程度は解消もその一因になるかという形で、駐車場用地の確保と新たなお店による渋滞軽減という形で対応できればと考えております。

委員：一応、一時的には従業員さん用の駐車場を開放するということですが、当然車で通勤されている方かと思うので、それを土日だから車の通勤は禁止というふうな対応は可能なんですか。

設置者：実際、社員に関して10名以下、あとは地元のパート、アルバイト様を雇用させていただきまして、その人数が40人から50人、地元ですので歩いて来られる方、自転車・バイクで来られる方を優先して採用しているということは、既存の店舗でも対応していることなので、そういう週末は乗らせないということは可能です。

また、彦根のほうも近隣さまからのご提案ということもありまして、用地を買ってこないか、借りてくれないかという方もいらっしゃると思いますので、それはオープンした状況を見ながら、用地拡幅ということも検討しております。

会長：どうもありがとうございます。

ほかにご質問。はい、どうぞ。

委員：オープンのことでもちょっとお聞きしたいんですけども、左に曲げて入ると、左から出るというふうなお話でしたけれども、これはどちらの方面からのほうがたくさん来られるように想定されているのでしょうか。

設置者：近隣のことを考えると、南からの来店のほうが多いと考えています。

委員：となりますと、北側といいますか、8号線の外町側の信号のほうから来られる方よりも、反対側の草津側といいますか、そちらのほうから来られる方が多いと思うんですけど、そこをぐるっと回して入れられるんですか。どこで回されるのでしょうか。

設置者：お手元資料の7、案内径路図というものをつけさせていただいていると思います。これは店舗中心に半径3キロを商圈として見ておる図面でございますが、赤で書いている部分が来店径路、青の破線が退店径路ということで設定しております。

南方面が約24%の方がこちらのほうから来られますので、こちらを北東方面からの

迂回径路ということで、交差点 1 と書いておりますが、こちらを經由して左折で入庫するという誘導経路を考えております。

委員：今ほども、ほかの店のお話があったと思うんですけども、この交差点1というのは多分外町の信号じゃないかと思うんですけども、交通量はすごく多いですね。土曜、日曜ですと、もちろんここの店に来られる方だけじゃないと思うんですが、観光目的の方も最近非常に多くて、常に国道306方面とか、彦根城方面から渋滞をしております、全く車が動かないというような時間帯もあるように思うんですが、そういったことはどういうふうにお考えでしょうか。

設置者：外町交差点と外町南交差点だったと思いますけども、外町交差点が非常に迂回路として渋滞するというのであれば、大半の車両が外町南交差点のほうを利用して回るんじゃないかというような想定をしています。

外町交差点につきましては、ここは集中制御された交差点でございます、実際の交通量に応じて信号の時間配分が常に変動しているという状況になりますので、左折、直進の部分が非常に混雑が発生するだろうと計算上はされておりますが、それにつきましても、そういう時間配分で分散されるということで、これは県警本部様のほうとお話しさせていただいて問題ないかという判断をしております。

しかし、左折イン、左折アウトといたしましても、右折で来るお客様は当然いらっしゃいます。計画地前面につきましてはゼブラがございます、そこで右折車両が発生しても除けられるだろうというお話で、そういう場合におきましては、交通整理員が安全に右折で入れられるものにおきましては、入れてもよろしいというお話をいただいております。基本的にはお店側の誘導としては左折イン、左折アウトの誘導という計画をしております。

したがって、いろんな主要な交差点におきましては、誘導看板を設置するようにということでご指導もいただいておりますので、用地のほうも検討しているところでございます。

委員：大丈夫というふうに理解してもいいということですか。

設置者：ええ。

委員：半端な混雑ではないと思いますけど。

設置者：そうですね。外町交差点から外町南を若干下回る、車線が変わる部分がございます。

ますけども、そこは非常に混んでいるということで、店舗前面から南方面につきまして混雑は余り多くないですよ。したがって、大きな渋滞の発生はないんじゃないかというふうに考えておるんです。

委員：そうですかね。幹線の8号線だけではなくて、彦根駅側のほうに行く道路、これは県道だと思うんですけど、それと、もう少しインター側のほうに行く国道307ですか、ここいらの渋滞もかなりあるんじゃないかと思うんですけど、大丈夫ですかね。

外町南という信号は、私は近くに住んでおりますのでよく承知しているんですけども、小さな信号で、ここの信号の時間というのは今おっしゃったようにコンピューターで制御されていると思うんですけども、ずっと信号が連なってあるものですから、特に横から8号線に入ってくる信号が長くなる時間帯があるんですね。そうしますと、どうしても彦根駅側のほうとか、名神のインターチェンジ側のほうから車が入ってくると、相当渋滞するんじゃないかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

ついでに申し述べますと、混雑の多い時間帯ですと、外町の信号から国道307号の名神のガードがあるんですが、そのあたりぐらいまで結構渋滞するようなこともあるんですけども、そういったことが起きると、かなり周辺に与える交通の影響というのはあるんじゃないかなと思うんですが、もちろん開店される時期にもよると思うんですけども、ちょっとお考えをいただきたいというふうに思います。

設置者：あくまでも立地法の交通解析は予測なものですから、実際にあけてみないとわからないという部分もございます。また、栗東のケースもございますので、オープンの二、三週間前につきましては、地元警察とそういった時点をあわせもって一緒に協議を行いまして、交通誘導策につきましては対策をとっていきたいと考えております。

委員：ありがとうございます。

会長：関連しまして、私からニトリさんのほうに基本的なところをお伺いしたいんですが、彦根周辺でこの外町交差点というのはみんなが知っている混雑地点でございます、そこへあえて8号線に面した場所に出店されたという意図といたしまして、混雑したところに出ていくからには、それなりの覚悟が要ると思うんですよ。届出書にもなにがしかの影響が生じれば関係機関と協議を行い、必要な対策を講じていくと書いておられますが、具体的にどういう対策がこの地で考えられるのか、お教えいただきたいと思っております。

基本的な姿勢と、何か問題が生じたら関係機関とよく相談して対策を考えますということでは理解できるんですが、それならばどんな具体策があるか、それをお教えいただけませんかでしょうか。

設置者：まず、草津の物件でもそうですけども、駐車場増設による引き込み、来店車両への滞留ではなくて、駐車場に引き込む、1台でも多く入れるという対応を考えております。オープン時、混雑時には警備員を配置すると。ただ、それほど渋滞するならば、常時警備員も必要であると考えてはおります。

会長：まあ、わかりました。そういうお答えということで。

それから、もう1つ伺いたいと思いますけど、この外町交差点に負荷をかける新規出店の他店舗があるようにも聞いておりますけれども、御社とは関わりがございませんけど、ほぼ同じ時期に出店する事業者さんの発生交通量、これを御社の試算のときにバックグラウンドといいましょうか、御社以外の交通量の中に加えますと、有に飽和度も0.9を超えますし、かなりインパクトが大きいと思うんですけど、その辺は何かお考えになったんですか。

設置者：あくまでも、発生交通量につきましては立地法の試算に基づいて最大の影響で評価をさせてもらっておりますが、先ほどから申しておりますように、ニトリというのは家具専門店でありまして常時多くのお客様の来店が見込めるわけじゃないという部分もありまして、今回、指針による発生交通量、発生事由をもとに予測をして一応問題ないので、それ以上に問題が発生するということはないだろうと考えておるところです。

しかし、当然オープン時につきましては別問題でございまして、オープン時につきましては、やっぱりあけてみないといけないという部分と、また立地条件等もございまして、そのあたりにつきましては十分に地元警察署様のご意見を伺いまして、十分な対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

会長：はい。とりあえずお考えはわかりました。

ほかに。どうぞ。

委員：オープンのときに、どのぐらいのお客さんが来るというふうに予測なさっておられるのでしょうか。

設置者：来店者数ですか。

委員：車の台数でも結構ですけど。

設置者：車の台数としては2,000台から3,000台ぐらいです。

委員：大分差があると思うんですね。

設置者：既存の店舗でも、この10月の8日に札幌のほうでオープンいたしまして、もともと考えていた台数よりも下回ったということもありますし、もちろん上ぶれすることもありますので、その幅をもたせていただきました。

委員：ついでお聞きするんですけど、チラシなんかで告知をするように書かれていますけど、チラシとかというのは、どのくらいのあたりまで入れられるんでしょうか。

設置者：草津市内の店舗とかぶらない形を考えておりますが、それは確定ではありませんで、第1週、第2週に分けてとかといった形で決めていきたいと考えています。

委員：ということは、滋賀県の東側といいますか、上のほう。

設置者：北側の、はい。

委員：ずっと全部、チラシが入るということですね。

設置者：そうですね。隅々とはまだわからないですけども。

委員：はい、わかりました。

会長：どうぞ。

委員：この審議会は議事録が残されて、議事録はまた公開されるという前提にありますけども、正直に、この案件は交通面で非常に不安に感じざるを得ない状況だと思えます。

それで、確認のためにお聞きしたいのは、オープン時は駐車場なんかかなりオーバーフローするという予測を立てられていますけども、それ以外のときで年間どのくらい駐車場台数を超えてしまうと今のところ想定されているか。いや、全く超えることはないというふうに想定されているというご返答があるかもしれませんが、それをお答えいただきたいと。

それから、万一想定していないときに、顧客の数が増えた場合にどう対処しようとするのか、重複することがあるかもしれませんが、お答えいただけないでしょうか。

設置者：現段階では足りているであろうという計画ですけども、すべての店舗においてオープン時の混雑を上回る混雑というのは発生しないですね。オープンしてかなりのお客さんに来ていただいた。我々業態柄、2月、3月、新生活といいますか、引っ越し時期、進学・就職時期というのは混雑するんですけども、その年間の春に混雑したとしても、オープン時の混雑まではいかない。オープン時の混雑のときは、必ず臨時駐車場を

確保するように全店舗が対応しております。

それ以外に、春の需要時期に対しても、あふれるようであればさらなる増設も検討しております。

委員：いや、オープン時の台数ではなくて、設置している台数をオーバーするような日は、年間何日あると想定していますかという質問ですけども、どうでしょうか。

設置者：何日間とはまだ出してはおりません。ただ、何度も申し上げますが、春の需要時期、2月、3月ぐらいは、ややあふれることもあるかと思います。

委員：ですから、83台では足りないということで、それは1週間とか、10日とかあるということですか。

設置者：ただ、83台というのは純粋なお客様用の駐車場ですけども、106台と従業員用を開放いたしまして対応させていただきたいと考えています。

委員：ですから、例えばお客さんの年間の分布がありますよね。来客数の分布があって、指針の基準でいけば、年間何日かはオーバーしてもいいことになっているんですね、ある意味。それは最大に対応して駐車場を整備しようと思ったら、大変大きなお金がかかってしまうので、それは仕方がないという考え方ですね。

ただし、指針を下回った場合は、最大日でもきちんと対応できることは、少なくとも予測をして対応しなきゃいけないというのは基本的な考え方かなと僕は思うんです。だから、オープン時は特殊事情としても、最大日でどのくらい必要かというのをきちんと試算をして準備をしないと、やっぱり説明がつかない。審議会としても指針の中で審議している以上、それも無視することもできないので、その辺お考えいただきたいというのは私の気持ちです。

設置者：必要駐車台数の設定につきましては、当然十分に検証して設定しておるんですね。今回の彦根店におきましても、既存店舗と今回計画する店舗と類似性が非常にある。商圈人口、立地条件、主要幹線に面しているかどうか、用途、そういったところを加味して、実際既存店舗の来店状況調査というものを、休日、チラシ日等において調査させていただきまして、その調査をしたデータをもとに、今回必要駐車台数を設定しているものですから、この台数で充足が図れるだろうということで、事業者のほうは考えておるところです。

しかし、これはあくまでも平均的な駐車率の状況でありまして、その特異的なもの

についてはということになると、80台を来客用ということにしているんですけども、あと20台相当は従業員用を開放すれば十分それで充足できるだろうというふうに考えています。オープン以外の日において不足が生じるかという部分がありますけども、レジデータだとか、そういったもので十分検証しておりますので、それを見ても足りるんじゃないかということで設定した数字でございますので、今のところは当然あけてみないとわからないという部分がございますけども、今、考えられる範囲ではこれで足りるだろうということで考えておるところです。

委員：念のため確認しますが、今のところ、それはしようがないと思いますけど、今のところ最大でもこれで対応可能だというふうに見込んでいるということで、よろしいですね。

設置者：はい。

委員：はい、わかりました。

会長：ほかに、ご質問はございませんでしょうか。

後ほど審査いたしますが、そのときに何か聴き逃したということがないようにと思いますが、よろしゅうございますね。

それでは、質問が出尽くしたようでございますから、ニトリ彦根店からのご説明及び質疑はこれで終了したいと思います。どうも、ご苦労さまでした。

会長：それでは、少し休憩をしたいと思います。もし委員の皆様方、続けてもよいということでしたら、このままいたしますがどうしましょう。

それでは、トイレ休憩ということで、皆さんがお戻りになり次第、再開ということにさせていただきます。

審議

会長：それでは、再開させていただきます。

3つの届出がございますが、それぞれについて審査結果をまとめていきたいと思えます。まず、ケースデンキ彦根パワフル館でございますが、この扱いについて、いかがいたしましょうか。何かご意見はございますでしょうか。

意見を付すべきだという方はいらっしゃいますでしょうか。特にございませんか。

それでは、付帯意見として何か述べるほうがいいのではないかという方は、いらっしゃいませんでしょうか。

はい。

委員：駐輪場の収容台数が指針を下回ることでありますので、下回っても別に構わないんだと思うんですが、万一オーバーした場合には適切な対応策をとってほしいというような文言は必要かなと思いますが、いかがですか。

それから、やっぱり現に渋滞が発生している交差点があるわけですから、そこに対する何らか、車利用を抑制するような何かの策をとっていただくということをお願いしたいというような意見が必要かと思えます。

会長：付帯意見ですか。

委員：ちょっと僕ももうひとつ意見と付帯意見の違いが正直わからないところがありますが、付帯意見程度でいいのかなと思ったりするんですけど。

会長：意見というのは法の趣旨にきちっと沿っていないといけませんので、ですから、今おっしゃったのは従来の考え方でいきますと、付帯意見というほうがいいのかなと思えます。たとえ、付すとしましても。

委員：おっしゃるとおりですね。

会長：そうしますと、駐輪場の台数というのは、どういうことになりますか。この指針は参考値でしたね。ですから、指針に書かれてある台数を確保することとするか、あるいは、駐輪場の不足が生じたら適切に対応するようとか、そちらのほうがよろしゅうございましょうか。

委員：あと、あれがあるとかが言っていましたね。制度みたいなやつで。

会長：はい。ですから、もし駐輪場に不足が生じた場合には適切に対応してくださいというものと、それからこれも付帯意見だから、今のご意見を参考にしますと、近辺には非常に混雑した交差点がありますので、公共交通の積極的な利用などを通して自動車利用についても配慮してくださいと、修文はしないといけませんけども、例えば駅の近傍でありますので、公共交通の利用というのは事業者さんにとってもそういう呼びかけをするということではできましようから、一つの例示を挙げて、自動車利用に過度に依存しないようにしてくださいとか、そんなのを付帯意見としてつけましようか。

そういうことで、よろしゅうございましょうか。（全委員、うなづく）

はい、ありがとうございます。

それでは、2番目でございます。マツヤスーパー大津美崎店の届出につきましては、
どういうふうなまとめ方をすればよいのか、委員の皆様方からご提案いただければあり
がたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：「意見なし」でいいんじゃないでしょうか。付帯意見はつけたほうがいいような
気がしますけど。

会長：というご提案ですけれども、「意見なし」ということにして、なにがしかの付帯
意見をつけるという方向で、よろしいでしょうか。はい。

それでは、付帯意見としてどういったものをつけるかということですが、何かご
提案ございますか。

委員：特段はないんですけど、さっきもちょっと出ていましたけど、22時以降の開店
といいますか、それは私個人的には抑制したほうが良いと思っています。特に、国道1
号から来る方というのは、逆に言うと、あの地域を知らない方ですから、あそこは誘導
すると、むしろその近隣の方の生活空間を乱すような形になると思うんですね。

ただ、それこそトライしてみたいといふうにおっしゃるので、それ自身を私のほうで
どうのこうのということはありませんけども、何かそういう問題があったら、それこそ
近隣と積極的に、緊密に話し合っただけで対応する。そういうふうなことで、さっきの管理の
方だったら行けそうな感じがしましたけど。

会長：そういたしますと、大きく網をかぶせるというふうな表現になるかと思いますが、
例えば開店後に騒音や交通渋滞等の問題が生じた場合に対応できるように、あらかじめ
とか、オープン前に、そこが大切なんです。「あらかじめ建物設置者と地域住民との協
議の場を設けるとともに、必要に応じて関係機関、道路管理者、交通管理者と協議して
適切な対策を講じられたい」と、こういうのを入れましょうか。

今、尾賀さんがおっしゃったのは非常に懸念されることなんですけども、少し大きい
目に網をつけるということでもよろしいでしょうか。

委員：それで結構です。

会長：ほかにはございませんでしょうか。

それから、これも網の中に入るのかもわからないですけど、私、若干気になりますの
は、この出入口1が通学路とやや重なっておりますので、このことによって何か問題が

生じないように、車両の出入りについて交通整理員を配置するなどして、十分に安全対策を講じてくださいというようなことを入れてもいいのかと思うんです。それは、国道1号に面しました入口と出口と2つございますね。それぞれ左折でございますけど、それが右折にならないように気をつけてほしいとも思いますので、車両の出入りについてというふうにまとめますと両方入りますので、車両の出入りについて交通整理員を配置するなど、これはチラシを配るとかいろいろあるかと思えますけれども、なにがしかの例示を挙げて、安全対策を講じてくださいというようなものを一つ付け加えてはどうかと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい。それじゃ、マツヤスーパー大津美崎店につきましては、そういう形で対応させていただこうと思います。

最後に、ニトリ彦根店でございます。これについては皆さん、いろいろとご意見をなされましたわけで、このあたりの扱いはいかがいたしましょうか。

委員：会長に1点伺いますけど、この場合、ニトリと問題を起こしそうな懸念があるんですけれども、だといって、今この説明を受けた中で、意見がつけられるほど法律に抵触しているのかどうか聴きたいんですけど、どうなんでしょうか。

会長：これは事務局の見解を後ほどお聴かせいただいたほうがいいと思うんですけれども、いきなり事務局にお聴きしますと、事務局の意向に沿った形の審議をしているようにも思われますので、少し私たちの中であらかじめ意見の交換をしておきたいと思うんです。

私、かなり問題が生じるおそれのある案件だと思うんですけれども、これ、なかなかここがいけないというように言い切ることは難しい。というのは、交通混雑があると。だからといって、それだけで出店がまかりならんというわけにはいかないんですね。ですから、私個人的に考えると、ここが法的に抵触するから意見をつけるというのは、少し難しいかなというふうに個人的に思います。

委員の皆様方もいろいろ心配を感じておられると思うんですけれども、こういったようなことを少し話ししておいて、そして事務局のほうは法律と照らし合わせながら、我々の審議に完全にこうだと言っていたらちょっと困りますけども、事務局としての見解もお聴かせいただければと思いますので、いかがでしょうか。

課長から少し。

事務局：すみません、座ったまま。

一応、環境に重大な影響を与える場合、そういうような意見を言っていて、それで相手方に改善を求めてやっていただけたというのが究極の目的ですので、別に意見をつけなくても付帯意見で相手に対応する、あるいは軽微なものであればもちろんそうであります。

今まで意見をつけるというのは、例えばイオンさんとか、あるいは国道を挟んで両サイドに出てきた、あるいは守山で相当な大きなものが出てきて、それについて慎重に対応してもらわなければならんことで、いろんな対応策を考えてもらって、もう一度議論したことはございます。

ただ、単純にそこが混んでいるからといってやると、彦根のこの外町で既に終わったところがあるんですが、北方に2店舗ほどやりまして、これについてはすべて付帯意見で対応しているということになりますと、ほかの部分とのバランスの問題とか、いろんなものを若干配慮しないとあかんのかなというように思われます。ですから、その辺も考慮していただいて、かつ、県内でもほかでやっておる店舗もありますので、今後も指導していけますので、その辺も配慮しながら議論していただければどうかと。

答えになっているかどうかかわからないですけど、そのように思っております。

会長：はい、ありがとうございます。

ですから、もし意見をつけるとすれば、この点において意見をつけることが適切であるという形でまとめる必要がございます。

委員：法的な違反はないということでいいですね、事務局としては。

事務局：はい。一応基準に照らして出しているかと。

委員：法的に違反があると受け付けないでしょう。

事務局：法的な違反というのは、要するに無届けで開店するというのが違反行為で処罰があるわけであって、あくまで届出ですので、届出をこれを出したらあかんということはございません。

出てきた内容について、指針の4つの主な項目、交通とか廃棄物とか騒音、そういったものについてどうなんだという形で改善するために意見をつけるとか、そういう部分もありますし、周辺住民の生活環境という部分を重視しているというのも大店法の一つ

の特徴ですね。法的に出したらあかんとか、これでは受け付けられないとかというものではないというふうに、届出ですので、あくまで。

事務局：届出せずに、あるいは届出をしてから期間が来ていないのに開店した、あるいは意見がついたのに、それに対する対応の2カ月の待機にかかっているのにやったとか、そういう場合は明確に。

委員：この計画を認めちゃうと、その内容自身が法に違反しているようなことを認めてしまうことにはならないかという話ですけども。

事務局：この計画自体の前に開発許可とか、各関連法令をきちっとクリアしてから届出が出てきていますので。

会長：ですから、こういうのは意見になると思いますよ。一応、この届出では8号線との関係で左折入庫、左折出庫ということになっておりますね。これを例えば8号線から右左折の入出庫を認めるという案に仮になっていたとしたら、これは非常に混雑を助長する、また安全性を損なうというようなことで、この意見をつけると、これは大丈夫だと思うんですね。

ただ、この届出は大きな迂回をする。その迂回が本当に守られるかわかりませんが、一応迂回をするという案になっているので、これについてはそのまま意見にはしにくいですね。これは一つの例ですけれども、一応プランとしてはでき上がっているんですけども、本当にこのプランどおりにお客さんが動いてくれるかどうか、ここのところは若干心配ではございます。

ですから、そういったようなところで意見をつけるよりも、気になるところは一応付帯意見としてお伝えして、事業者さんにも審議会として法的な意見はございませんけども、いろんな考えが出されたと、こういうことをお伝えしたほうが良いと思いますね。

委員：そう思います。

会長：それでよろしゅうございましょうか。

そうしたら、どのような付帯意見をつけたらよいのか、後で修文はするとして、こういうような視点から付帯意見をつけたほうが良いというようなご提案をいただけませんか。

どうぞ。

委員：先ほど質問もしましたけど、やっぱり指針と異なる基準で駐車台数とされている

ので、一応対処の方法も考えておられるようですが、今のところ未定という状態のようですので、例えば臨時駐車場の確保だとかいうことについてはきちんと履行していただきたい、というのが付帯意見としてはつけるべきだと思います。

会長：家具屋さんの特殊性というのもございますけれども、一応既存店舗の経験から試算されたものでありますけれども、駐車台数に不足が生じれば適切な対応をおとりくださいと、こういうことでよろしゅうございましょうか。

一般の生鮮食料品を売るようなお店とは発生量が違いますけれども、ややお答えが、余り丁寧なものには受け取れませんでしたから、そこはひとつ付けさせていただきますよう。

ほかにはございますか。

委員：あと、さっき会長もおっしゃいましたけど、進入経路の迂回路ですが、運用面での遵守、それを周知徹底することを期待するというか、要望したいですね。

会長：そうですね。一応左折入出庫という方針をとっておられることは評価できるんですけれども、実際にそれがいかに担保されるかということは問題ですから、駐車場への左折入出庫が徹底されるように適切に車両の誘導を行ってくださいと、こういうような趣旨でひとつ付け加えさせていただきますようか。

それから、私、必ずこれは問題は生じると思うんです。生じなかったらお客さんが非常に少ないわけございまして、それなりのお客さんが来られますと、どうしたって外町交差点周辺においては混雑が生じると思いますので、それを見越しまして、先ほども申し上げましたように、なにがしかオープン後に交通渋滞等の問題が生じた場合に対応するため、あらかじめ建物設置者と地域住民、そして必要に応じて道路管理者、交通管理者との協議の場をつくっておいてくださいと。

やはり、オープン後では、この事業者はどれだけ対応してくれるかわかりません。私は心配です。それで、事前にそういう協議の場を持つように、これは今までないことではございませんので、あらかじめそういう協議会というものをつくっておいてくださいと、これを付け加えていただきたいと思います。そして、当然適切な対策を講じると。

ほか追加するというものはございませんでしょうか。よろしいですか。

そしたら、一応修文は後でやるとして、恐れ入りますが事務局から大体こういうような文言でというのを、口頭で結構ですから、ご紹介いただけませんでしょうか。そして、

従来どおり、委員の皆さん方にメール等々で回覧して最終的にまとめるということで、項目出しだけでも結構でございますので、確認のためお願いできればと思います。

事務局：若干概要を。まず、ケースデンキ彦根パワフル館につきましては、「意見なし」で、代わりに付帯意見をつけさせていただくと。その内容は、駐輪場に、オープンしてからになりますが、不足が生じたときは適切に対応すること。それから、近辺に非常に混雑している交差点があるので、公共交通の利用等、あるいは自動車利用に過度に依存しないよう、あるいは自動車利用を抑制するよう、そのような文言で。

会長：抑制とまでいかななくても、公共交通の利用促進など過度に自動車交通に依存しないようご配慮願いたいとか、そういった文言であれば事業者のほうもなにがしか対応がとれるかなと思います。

事務局：わかりました。そのような文章で一度つくらせていただきます。

続きまして、マツヤスーパー大津美崎店の新設届につきましては、これも開店後いろいろと問題が予想されることにつきまして、あらかじめ地域住民との協議の場、また必要に応じて関係機関等も加えた協議の場をつくって、問題が生じたときは直ちに対応できるように対応していただきたい。

それから、車両の出入りのところに交通整理員を設置して、交通安全に努めていただきたいと。

会長：市道に面しました出入口1関係と、それから国道1号につきましても、右折入庫あるいは右折出庫が生じないように、もちろんドライバーが無視されたらだめですけども、とにかく店のほうで可能な限りそういう対応をしていただくということ、そういう方向でおまとめいただければと思います。

事務局：はい、ありがとうございます。

それから3番目、ニトリ彦根店の新設届出につきましては、これも意見はないですが、付帯意見でやりたいと。まず、1点目、駐車場に不足が生じれば、臨時の駐車場確保と適切な対応をとられたい。それから、これも店舗への左折入出庫ができるように周知配慮を徹底すること、ということによろしいでしょうか。

会長：左折入出庫が徹底されるように、適切に車両誘導を行ってくださいと。

事務局：迂回路の話は入れなくてもいいですか。

会長：ええ、ですから誘導。その前段でしょうね。左折の入出庫に伴い大きな迂回が生

じていると。多少文章をまとめていただいて、その左折の入出庫というのは妥当だけれども、それが守れるよう、なぜ守られるようにとあえて言うかということ、迂回が非常に長いですから、守れないおそれがあります。それが守られるように適切に対策を打ってくださいと、こういったようなことを少しまとめていただきたいと思います。

迂回というのは、あくまでも迂回が大きいから、その左折入出庫が守られにくいと、こういう意味でございます。

事務局：ありがとうございます。

それから、3番目が、これも先ほどのように、オープン後に生じた問題に対応するために、あらかじめ地域住民と協議の場、あるいは必要に応じて行政も参画する協議の場を設置して適切に対応されたいと。

以上でございます。

塚口会長：一応こういう形で事務局で付帯意見の案をつくっていただきまして、そして委員の皆様方に事前にお目通しいたきて、ご承認いただいた後に、最終的には私にご一任いただければありがたいと思いますが、皆さんの意見を考えて最終案を事務局とともにつくっていきたくて、かように思っておりますが、よろしゅうございませうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、(2)その他について、事務局よろしく申し上げます。

議題2 その他

事務局：2件の報告事項がございますので、お時間がないので申し訳ないですけど、急いでさせていただきます。

ちょっと前になるんですけども、6月に開催しました第1回目の審議会で、ブックオフ駒井沢店のご審議をいただいたと思うんです。当時、審議保留になっておりまして、前回に説明する時間がなく報告できていなかったんですけども、まず、ブックオフ駒井沢店、審議会の審議を経る前に、大規模小売店舗立地法に定める基準面積1,000平米以下の店舗面積で営業開始している事実がありました。また、先に営業開始した店舗が届出書記載のブックオフではなく、雑貨店であったことなどから審議保留となっております。

その後、法の解釈等確認した上で、委員の皆様のご意見を踏まえて、ご覧のとおり
の付帯意見として建物設置者に通知したところです。県の付帯意見に対し、建物設置者よ
り回答がありましたので、ご報告させていただこうと思います。

県の意見としては、周辺生活環境の保持の見地から荷捌き施設と廃棄物の排出量、保
管施設の容量等について、現状に即した資料で提出してくださいということで付帯意見
をつけていたんですけども、それについて、荷捌きについては取扱商品が文具やCDで
あるため、来客用出入口から直接搬入し、簡易包装を開封後そのまま店頭で陳列してい
るという現状があります。特に、支障は今のところ生じていないと。また、搬入車両の
台数についても、届出書記載の範囲内で足りているとのことでした。

さらに、廃棄物については資料の下のほうをごらんください。雑貨店においての実際
の排出量から計算した保管施設の必要容量については、現在のところ容量は十分足りて
いるとのことでした。

将来、届出書記載のとおり、中古書籍の販売店ブックオフの営業を始めた場合は、紙
製ごみ量と、その保管の仕方、リサイクル方法や廃棄書籍の取り扱いについて審議の中
で懸念されていましたが、廃棄処分の書籍は物販などの引き出しに保管するか、店舗近
隣に借りる倉庫に運び、その量が一定量に達した段階で業者が引き取りに来るとい
う流れでやっていくということで、これらの書籍は業者に対して有価販売するというこ
とで廃棄物という扱いではなく、有価資源取り扱いのため、届出書の廃棄物として含めて
いなかったものと考えられます。

また、別の倉庫を借りるとのことです。これらの廃棄書籍が廃棄物保管施設に収まりき
らず、周辺に散乱するということはないという報告を受けております。現在、雑貨屋さ
んのままで営業を続けておられますが、特に問題は生じていないということで、ご報告
させていただきます。

それと、パロー大津真野ショッピングセンターは、前回の審議の際にご審議いただ
いて、付帯意見ということで、店舗の西側の市道における歩行者の安全確保に対する対策
を講じられたいということでいただいております。こちらについても報告がありまし
た。これに対する建物設置者側の説明としまして、西側店舗敷地内の店舗と市道の間の
部分、ピンクで着色されている部分ですけども、こちらの幅は1.6メートルほど建物と
の間でありまして、市道と同じ高さにして、来客者以外の歩行者等にも通行及び避難で

きるように開放するという事で報告を受けております。

また、開店後にさまざまな問題が生じた場合には、誠意を持って適切な対応をするという報告もを受けておりますので、こちらもあわせてご報告させていただきます。

報告事項については以上です。

あと、事務局から1点、お配りしております資料について、今後の審議会の日程の予定についてですが、今回、ニトリ彦根店まで終わりましたので、次回、来年の1月ごろに第4回として、2件の新設案件を計画しております。その後、今年度内に3月ごろ、最後にそれもあと2件の新設案件が予定されておりますので、またよろしく願いしたいと思います。

以上です。

会長：ほかに何かございますか。

委員：全体的な話なんですけども、今日の場合も指針を下回るようなケースが出てきていまして、私的としては必ずしも指針どおりに守らないといけないと思っていけません。例えば駐車場でも、車利用を店側が頑張って抑制した結果として、半分で済むよと。そうならば、店側の経済的メリットだと思うんで、それでいいと思うんです。

そういう場合に、今の指針の基準だと年間何日かぐらいはオーバーフローをしてもいいよという基準になっているわけなんですけども、指針を下回る場合にはどうしたらいいのか。そのときには、どういうふうな調査とか予測をして根拠づけたいのかとか、そういったふうな何か事業者さん側にとっての作業のマニュアル的なものとか、我々審議会としても、指針を下回る場合はどうしたらいいのかという方向性みたいなものがある程度あったほうがいいのかなと。これからどんどん車を抑制するような施策というものが大事だと思うので、それに合わせたような何か目安をつくるというのが大事かなと思います。

あるいは、今回のように既に渋滞があるようなときに、あらかじめ事業者さんにそれに対する対策を幾つか提案するように要請を事前に考えておくようにと言うとか、そういう滋賀県の状況に合ったような検討をする必要があると思います。という意見です。

会長：はい、ありがとうございました。

特に彦根市域は道路ネットワークの弱いところでございますので、そういうところに

出店する場合には、むしろ駐車場をたくさんつくればいいというのではなく、お客さんはかなり来てもらえるけれども、車の利用というのはできるだけ少なくなるような、そういう工夫をするということのほうが重要だと思います。

恩地委員の発言を、そのままこの審査に適用するというのはすぐには難しいかと思いますが、県としてもそういったご意見を頭に入れて、今後何か改善できればよろしいなと思います。

特に滋賀県においては、かなり道路ネットワークの弱いところがございますから、その弱いところでどう対応するか。道路が整備されていない、混雑している。それで指針をクリアしようと、駐車場の台数だけとまかく確保したらいいということになると、非常に輻輳してまいりますので、そういう意見があったということをお含みおきいただきたいと、こういうふうに思います。

ほかに、委員の皆さんからご発言ございませんでしょうか。

それでは、かなり時間が経っておりますので、これで閉会したいと思います。どうぞご苦労さまでございました。

事務局：どうもありがとうございました。また次回以降につきましても、よろしくお願い申し上げます。